

県指定天然記念物及び名勝について

1 経緯

- 令和3年5月10日付けで、停止条件付の現状変更許可を行った、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」について、県教育委員会は、事業者である横須賀市大楠漁業協同組合（以下、「事業者」という。）が6月に実施した、第1回目のモニタリング調査の結果を踏まえ、令和3年9月2日付けで、当該現状変更許可条件に係る「今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない」ことを確認し、同日に事業者に対して許可効力の発生に関する通知書を手交した。
- 今回、事業者が第11回目のモニタリング調査を実施し、令和6年2月19日に調査報告書が県教育委員会へ提出された。

(参考) 令和3年5月10日付け現状変更許可に係る主な許可条件

- 現状変更の海洋環境への影響の程度を把握するため、当該水域におけるモニタリング調査を実施し、その結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずることとする。また、許可の効力が生じた場合にあっても、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、モニタリング調査を3年間に渡り継続すること。

2 第11回モニタリング調査

(1) 調査内容

- 事業者は令和5年12月1日に、次の調査項目について調査を実施した。
(①水質調査、②底質調査、③底生生物調査、④海藻分布・魚類調査)

(2) 調査結果

- 調査報告書に基づく調査結果の概要は、次のとおり。
 - ・ 水・底質環境について、一部項目（溶存酸素量）を除き、環境基準を満たしていた。
 - ・ 生物環境に係る底生生物について、前回調査と比較し、個体及び種類数ともに減少していた。
また、海藻について季節的消長がみられ、種類数が増加していた。海域環境としては悪化していないと判断される。（資料1参照）

3 令和5年度第4回 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係るモニタリング調査報告検討委員会の判断（令和6年2月27日開催）

- 協議の結果、次のことが確認された。
今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。

4 今後の予定

- 現状変更の許可条件のとおり、事業者は、許可の効力が生じた場合にあっても現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回（春夏秋冬）のモニタリング調査を令和5年度末まで継続する。

- 現状変更許可書の通知書に記載のとおり、継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請する。

5 その他

(1) 神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る縣市等連絡会議の開催

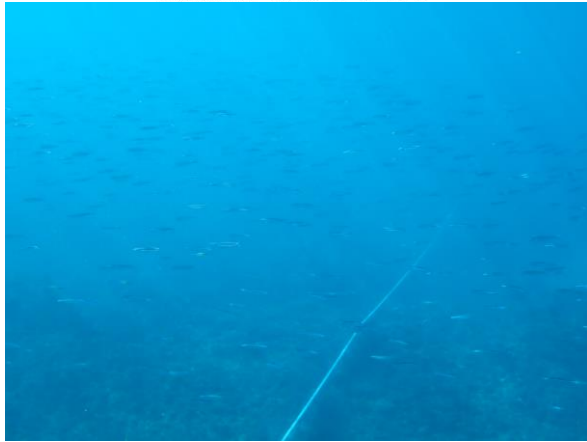
- 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の保存に係る情報の共有を図ることを目的に設置した標記会議について、令和6年2月9日に第10回会議を開催し、第10回モニタリング調査結果等の情報共有を行った。



南方沿岸部のイソモク



南方沿岸部周辺のムラサキウニ



消波堤外側のキビナゴ



消波堤外側のスズメダイ



消波堤内側のメジナ



消波堤内側のギンガメアジ属

図 4.2-1 確認された海藻類・魚類等

